

障がい者 福祉情報

163 号 2023 年 2 月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒 816-0804 春日市原町 3 丁目 1 番地 7

クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

<https://www.fuku-shakyo.jp/kikanshi/fukushi-back/>

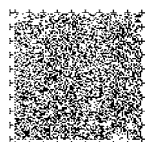
合理的配慮とは？

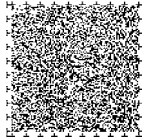
～障がいのある方が平等に生活できる社会づくり～

合理的配慮とは、障がいがあることによって生じる困りごとの解消や軽減に向けて、社会全体で必要な対応をしていこうという考え方に基づく実際の行動のことを言い、日本では、障害者差別解消法により、義務化されたものです。この背景となる考え方に、障害学における障がいの「社会モデル」があります。これは、「障がいのある方になることによって生じる困難は、それに対応できる社会になっていないことが原因である」というものです。つまり、障がいのある方の人権を守るためには、社会が必要な対応をするべきだということです。とはいえ、それは必ずしも大がかりなものであったり、お金がかかるようなものであったりする必要はなく、ちょっとした気遣いであったり、少しの工夫でできるものであったりする場合も多くあります。

もくじ / 通巻163号

- ・ 合理的配慮とは 1～6
- ・ お知らせ 6
- ・ 第24回夏季デフリンピック バドミントン競技団体戦で準優勝
矢ヶ部姉妹取材記事 7
- ・ 福岡県障がい者福祉情報ハンドブック2022 案内 8





合理的配慮とは？

合理的配慮とは、障がいがあることによって生じる困りごとの解消や軽減に向けて、社会全体で必要な対応をしていこうという考え方であり、その実際のな行動でもあると言えます。

ここでは、合理的配慮とは何かといったことや、その背景となる考え方、実例などを取り上げながら、合理的配慮への向き合い方などを考えていきます。

◆障害者差別解消法で明示された合理的配慮

国際条約である「障がい者の権利を守る条約」では、「合理的配慮」は、「障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及

び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されています。

〈出典：外務省ホームページ〉

障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

つまり、合理的配慮とは、障がいの有無によらず、すべての人の人権を平等に守れるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて生じる困難を取り除くための調整や変更のことと言い換えることができるでしょう。

このような意味を持つ合理的配慮は、日本では、2016年に施行された「障害者差別解消法」で義務づけられることになり、特に行政機関や事業者には、障がいのある方に対して可能な限り合理的配慮をすることが求められることになりました。

◆合理的配慮がなされないことは障がいのある方への差別

この背景には、障がいのある方に対する差別の問題があると考えられます。同じく「障がい者の権利を守る条約」で、「障がいに基づく差別」とは、「障がいに基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいいます。

障がいに基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む）を含む」とされています。

〈出典：外務省ホームページ〉
障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

つまり、合理的配慮がなされないことは、障がいのある方への差別だと明示されています。

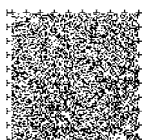
◆合理的配慮とは？

①合理的配慮とは、「必要かつ適当な配慮」

第一に、「障がいのある方にとって」その配慮が「必要かつ適当な程度や内容」であることが重要だという点が、合理的配慮の理解にあたっては大切です。

つまり、ご本人が必要としていないような配慮は「過剰」であって、合理的な配慮とは言えないということで、ご本人の状況や環境の変化に応じて、次のような視点で合理的配慮を検討し、実施することが求められているということになります。

- ・ 具体的にいつ、どんな場面で困っているのか。
- ・ その困りごとを解消するための適切な配慮は何か。



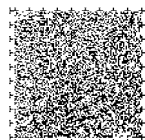
②均衡を失うことなく、また、過度な負担でもないこと

ある特定の方に配慮を行うと他の方の生活や活動に困難が生じるほどの影響が出るなど、あまりにも大きな負担を伴う場合は、社会全体で見たときには「合理的」ではないと言えます。

よって、障がいのある方が何らかの配慮を求めた場合でも、それがそのまま実施されるのではなく、行政機関・事業者は、それが妥当なものかどうかの判断を行った上で実施されることとなります。これが2つ目に大切なことと言えます。

なおその判断は、以下の観点を踏まえて行われることとなります。

・事務・事業活動への影響の程度
(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)



・実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)

・費用・負担の程度

・事務・事業規模

・財政・財務状況

「過度な負担」を理由に配慮が実施されなかった場合、行政機関・事業者には配慮を求めた方にその理由を説明する義務が生じるとともに、「代案」での配慮ができないかと検討することが基本とされています。

特に大きな設備投資が必要なものなどは、人によるサービスなどで代替えることも可能な場合があるでしょう。このように、「どのような配慮が可能なのか」を常に検討することが必要です。

参考：

〈出典：内閣府ホームページ〉

障害者差別解消法リーフレット

<https://www8.cao.go.jp/shougai/>

[suishin/sabekai_leaflet.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet.html)

〈出典：外務省ホームページ〉

障害者の権利に関する条約(略称：障害者権利条約)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

〈出典：文科省ホームページ〉

資料3：合理的配慮について

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1297380.htm

〈出典：公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 ホームページ〉

障害者差別解消法ってなに？

<https://www.normanet.ne.jp/~jdf/pdf/sabetsukaishyohou2.pdf>

合理的配慮のあり方

◆障がいの社会モデルと個人モデル

ル・医学モデル 障害学で提

示される障がいのとらえ方

障害学とは「障がいを分析の切り口として確立する学問、思想、

知の運動」で、医療・社会福祉な

どの従来障害を扱ってきた視点と

は異なる切り口から、障がいや障がいのある方をとらえようとするものです。この障害学の考え方に障がいの「社会モデル」というものがあります。

①旧来型のモデルである「個人モデル・医学モデル」

旧来型のモデルは「個人モデル」あるいは「医学モデル」と呼ばれています。その考え方は、障がいのある方が困難に直面するのは「その方に障がいがあるから」であり、その困難を克服するのは、ご本人とご家族の責任だというものです。

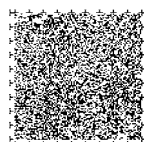
②障がいの「社会モデル」とは？

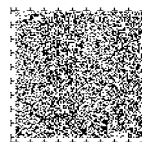
「個人モデルの考え方には違和感がないか？〈障がいがあるから不便〉ではなく、〈障がいとともに生きることを拒否する社会であるから不便〉ではないか？」そのような発想から生まれたものが、障がいの「社会モデル」です。

つまり、「社会モデル」とは、「社会こそ

が〈障がい・障壁〉

をつくっているのだ





から、それを取り除くのは社会の責務だ」とする考え方です。

「社会には心身や脳

などに障がいのある方を含めた多様な人々がいるにもかかわらず、少数者の存在やニーズを無視して社会は成立している。あらゆる場、慣習やしぐみや制度、文化、情報など、どれもが多数派であるいわゆる健常者を基準にしたもので、そのような社会のあり方が障がいのある方に不利を強いている」

このような考え方の下、合理的配慮は運用されるべきであると言えるでしょう。

◆合理的配慮、決定のプロセス

「Nothing About Us Without Us」という視点から

「Nothing About Us Without Us」 私たちを抜きに、私たちのことを決めないで」という言葉を ご存知でしょうか？ これは障がいのある方々による「弱者とし

て保護の対象とされ、障がいのある方でない方に自分の人生を決められてしまう」ことへの否定であり、拒否と言えるでしょう。

「障がいの有無を問わず、誰にでも自分の人生を選択し、歩んでいく権利がある」というのは当然のことと考えられますが、障がいのある方々にとってはそうではなかったということでもあります。

このような声も踏まえ、実際に合理的配慮を行う場合でも、配慮を必要とするご本人による意思表示が重要だとされています。「配慮」という言葉だけを聞くと、「してもらうもの」、「してあげるもの」というイメージを抱きがちですが、その言葉には「調整・便宜」という意味合いが含まれています。

よって、実際に合理的配慮を検討していく場合には、障がいの有無によらず、「どうしたらお互いにとって良い環境を作れるのか？」という立場に立ち、以下の点を考慮しながら進めていくことが大切になるでしょう。

①ご本人や保護者の方などから、必要とする配慮を求める、意思表示する

②行政機関や学校や企業などの事業体が、どのような配慮が可能か検討し、ご本人と対話する

③どんな場面でどんな配慮ができるか、お互いの合意の上で実行する

④実行内容の定期的な見直し・改善を行う

参考…

〈出典…内閣府ホームページ〉

障害者差別解消法リーフレット

https://www8.cao.go.jp/shougai/sushin/sabekai_leaflet.html

合理的配慮の具体的な事例

◆合理的配慮が求められる生活の場面

障害者差別解消法では日常生活・社会生活のあらゆる場面で合理的配慮は求められており、具体的には次のような場面が挙げられています。



医療・介護、年金、教育・療育、職業相談・雇用の促進、住宅の確保、公共的施設利用、情報利用、相談、経済的負担の軽減、文化的諸条件の整備、防災・防犯、消費者としての保護、選挙や司法手続き

◆合理的配慮の事例

合理的な配慮の事例としては、次のようなものが考えられます。実際に見ていくとおわかりいただけると思いますが、合理的配慮とは、決してお金のかかるものや大がかりなものばかりではなく、ちょっとした気遣いにあたるようなものであったり、少しの工夫でできるものであったりする場合も多くあります。

つまり、事例などをそのまま適用することを考えるというより

は、「このような困りごとがあったときに、何があったらその困りごととは解消されるのか？ あるいは、軽減されるのか？」と「考えること」が大切になると言えるでしょう。

1 生活の場面別での合理的配慮の例

①行政

- ・会場の座席などを障がい者の特性に応じて配席する

- ・書類記入などについては、記入方法例を示すなど、障がいの特性に応じて理解しやすい方法を検討するなど

②教育

- ・支援員等の教室への入室や授業・試験での記述支援、移動支援などを許可する

- ・入学試験において、別室受験、

時間延長、読み上げ機能等の使用を許可するなど

③雇用・就業

- ・業務指示・連絡について、形に残る筆談やメール等を利用する
- ・ご本人が負担に感じる程度に並び、業務量などを調整するなど

④公共交通

- ・券売機の利用が難しい場合など、その操作を手伝ったり、窓口で対応したりする
- ・停留所名・停車駅名表示のほか、肉声による音声案内をこまめに行うなど

⑤医療・福祉

- ・施設内放送を文字化したり、電光掲示板で表示したりする
- ・障がいのある方であることがわかりにくい患者の方について、受付票に連絡カードを添付するなどしてスタッフ間の連絡体制を工夫するなど

⑥買物、飲食店など

- ・メニューや商品表示を大きくしたり、写真を活用して説明したりする

- ・ホワイトボードを用意したり、手のひらに文字を書いたりするなど、コミュニケーション上の工夫を行うなど

⑦災害時

- ・列に並んで順番を待つことが難しい場合など、列から外れても順番を待てるようにする
- ・恐怖感が強いときなどには、別室などの落ち着ける場所で休めるようにするなど

2 障がいの種類別の視点

①全般

- ・障がいの特性に応じて休憩時間を調整するといった、ルールの柔軟な運用を行うなど

②視覚障害

- ・驚かせることのないよう、背後や横からではなく、正面から「何かお手伝いしましょうか？」と声をかける

- ・「こちら」「あちら」などの指示語ではなく「30 cm 右」「2 歩前」

というように位置関係をわかりやすく伝える

- ・手のひらに○、×、文字などを書いて、状況を伝える

- ・模型などを用いて触覚によって把握できるようにするなど

③聴覚・言語障害

- ・字幕や手話などの見やすさを考慮した配席を行う
- ・順番を知らせるときなど、アナウンスだけでなく身振りなどによっても伝えるなど

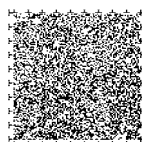
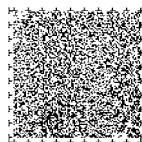
④肢体不自由

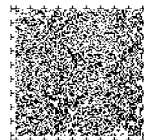
- ・車いすを利用される方のために段差に携帯スロープを設置する
- ・ご本人の意思を十分に確認しながら書類の記入やタッチパネルの操作などを代行するなど

⑤知的障害

- ・簡潔な文章にまとめる、文章にルビをつける

- ・実物、写真、絵など、視覚的にわかりやすいものを用





いて説明するなど

⑥ 精神障害

・細かく決まった時間

や多人数の集団で行動することが難しいときには、時間やルールなどの柔軟な運用を行うようにする

・情緒不安定になりそうなどときには、別室などの落ち着ける場所で休めるようにするなど

⑦ 発達障害

・書籍やノートなどを用いた読み書きに困難があるときには、タブレットをはじめとしたICT機器などを利用できるようにする

・作業手順などにこだわりがあるときには、一定のルールを事前に決めておくようにするなど

⑧ 内部障害、難病等

・継続的な通院や服薬が必要などときには、休暇や休憩などについて配慮する

・人工呼吸器などが必要なときに

は、それらの機器の使用について配慮するなど

参考：

〈出典：厚労省ホームページ〉

合理的配慮指針事例集

[https://www.mhlw.go.jp/file/06-](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyoutaiteikyoku/0000093954.pdf)

[Seisakujouhou-11600000-Shokugyoutaiteikyoku/0000093954.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyoutaiteikyoku/0000093954.pdf)

〈出典：内閣府ホームページ〉

合理的配慮等具体例データ集

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

お知らせ

「2022ふくおか県障がい児者美術展inむなかた」

令和4年11月～令和5年1月にかけて実施した「2022ふくおか県障がい児者美術展」出品作品の中から、宗像市・福津市の方の作品26点を、宗像ユリックスにおいて展示します。

■開催期間：令和5年3月18日

(土)～29日(水)※月曜休館

■開催時間：10時～17時

※29日は15時まで

■開催会場：宗像ユリックス

本館2階 市民ギャラリー

(福岡県宗像市久原400)

■入場料：無料

■問合せ先：

福岡県文化振興課

Tel 092-643-3383

詳細はホームページをご覧ください。

など。



障がいのある人に配慮した

県広報のご案内

県の施策やイベント情報などをお知らせする各戸配布広報紙「福岡県だより」の録音版・点字版や、県の魅力などを掲載したグラフ誌「グラフふくおか」の点字版「点字ふくおか」など、障がいのある人に配慮した情報発信を行っています。

これらの配布を希望する人は、次の申込先までご連絡ください。

希望する人は、次の申込先までご連絡ください。

さい。

■「福岡県だより」録音版

(年6回発行)

○形態

カセットテープ版

CDデジ版

(読取専用機が必要)

○申込先

福岡点字図書館

Tel 092-584-3590

FAX 092-584-1101

■「福岡県だより」点字版

(年6回発行)

■「点字ふくおか」

(年4回発行)

○申込先

福岡県盲人協会

Tel 092-923-6336

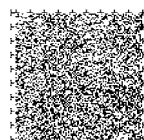
FAX 092-923-6339

【問い合わせ先】

福岡県県民情報広報課 広報係

Tel 092-643-3102

FAX 092-632-5331



第24回夏季

デフリンピック競技大会

「バドミントン」

団体戦 準優勝」

矢ヶ部紋可さん(写真・右)

真衣さん姉妹



昨年5月にブラジルで開催された第24回夏季デフリンピック(ろう

者のオリンピック)大会のバドミントン団体戦で準優勝した太宰府市在住の矢ヶ部紋可さ

ん・真衣さん姉妹にインタビューを行いました。

競技後の皆さんの反響は？

紋可・真衣 「個人戦が棄権になったので残念だったね」

「団体戦準優勝おめでとう」

と言われたのでとても嬉しかったです。

バドミントンを始めたきっかけ

は？

紋可 久留米のろう学校に通って

バドミントンクラブがあったので、始めました。

真衣 姉の影響で始めました。

バドミントンの練習時間は？

紋可 週4日、2〜3時間です。

真衣 部活動で毎日2〜3時間です。

今まで大変な努力を振り返って

みていかがですか？

紋可 コロナが流行った影響で、練

習時間が少なく、モチベーションの維持が大変でした。

真衣 ブラジルでの移動時間・食

べ物が自分に合うかなど、環境が心配でした。

コロナ禍で精神的に苦しさを感じたこともあったと思いますが、どのように受け止め、乗り越えようと思っていましたか？

紋可 コロナが流行った後、選考会で選ばれて気持ちが切り替わり集中できました。

真衣 コロナ禍の状況の中、学校が

体育館を使用させてくださり、感謝の気持ちで頑張る事ができました。

バドミントンを楽しむために心がけていることは何ですか？

紋可 技ができた時、楽しみに繋

がることです。練習しかないと思いました。

真衣 練習をやり過ぎないことで

す。また、友達と楽しく付き合う時間も大事にしています。

バドミントンを続けてきた経験

の中で、一番の支えは何でしたか？

紋可 監督への感謝です。また、先

生からも熱い気持ちで指導していただいた事です。

真衣 家族・友達・顧問の先生に良い結果を見せたいという気持ちの支えになりました。

2025年デフリンピックが東

京で開催されますが、大会に向けての今後の目標は？

紋可 団体戦に加え、個人戦では女子ダブルスで、金メダルを目指します。

真衣 個人戦ではシングル・ダブルスがベスト4という結果だったので、2025年には金メダルを取れるように頑張りたいです。

福岡県聴覚障害者協会

太田事務局長のコメント

2025年に向けて、金メダルに大きな期待がかかっている中で、更なる県民の皆様の応援・御協力をお願いします。

福岡県障がい者福祉情報 ハンドブック2022

最新版
令和4年4月
発行

発行 福岡県社会福祉協議会（福岡県福祉情報センター）

★障がい者福祉制度・施策を満載

- | | |
|------------|--------------------|
| 1 手帳制度 | 8 就労 |
| 2 保健・医療・衛生 | 9 まちづくり・ボランティア |
| 3 日常生活援助 | 10 住宅 |
| 4 教育・育成 | 11 移動・交通 |
| 5 療育・訓練 | 12 教養・余暇・スポーツ |
| 6 年金・手当 | 13 情報・通信・コミュニケーション |
| 7 税金 | |

★県内における障がい福祉サービスの利用状況等を掲載

★県内全市町村の実施する地域生活支援事業・地域生活支援促進事業を網羅

- ・ 相談支援事業
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業
- ・ その他の事業

★各種相談窓口、施設名簿、地域活動支援センター等を掲載

購入を希望の際は、下記窓口にお越しいただくか、申込書に必要事項を記入のうえ、FAXまたは郵送でお申込みください。

障がい者福祉情報ハンドブック2022 申込書			
申込部数	部	×1,300円 + 送料 が御請求額になります。	
氏名・団体名			担当者名
送付先	〒		
TEL		FAX	
備考			

送 料：1部まで 616円（九州内※離島除く）、2部以上4部まで 748円
5部以上及び九州外、離島の送料は、下記へ問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ先】

福岡県社会福祉協議会 福祉人材センター
〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ東棟2階
TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

